

## 第 4 回教育委員会定例会議事要録

詳細 [教育総務部教育総務課](#) 電話 0 3 - 3 9 8 1 - 1 1 4 1

附属機関又は 会議体の名称		教育委員会定例会
事務局（担当課）		教育総務部教育総務課
開催日時		平成 2 0 年 4 月 8 日 午後 1 時 0 0 分
開催場所		教育委員会室
出席者	委員	中島 章皓（委員長）、三神 和子（委員長職務代理者）、 加藤 正克、清田 明、日高 芳一（教育長）
	その他	中央図書館長、教育総務部長、教育総務課長、教育指導課長、 学校運営課長、教育改革担当課長、統括指導主事
	事務局	教育総務課庶務係長、教育総務課庶務係主事、教育総務課文化 財係学芸員
公開の可否		公開 傍聴人数 0 人
会議次第		<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 第 2 1 号議案 豊島区立図書館の管理運営に関する規則の一部改正について</li> <li>2. 報告事項 幼稚園教育職員の給与に関する条例施行規則の一部改正について</li> <li>3. 報告事項 幼稚園教育職員の初任給、昇格及び昇給等に関する規則の一部改正について</li> <li>4. 報告事項 幼稚園教育職員の管理職手当に関する規則の一部改正について</li> <li>5. 報告事項 幼稚園教育職員の特殊勤務手当に関する規則の一部改正について</li> <li>6. 報告事項 幼稚園教育職員の期末手当に関する規則の一部改正について</li> <li>7. 報告事項 幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則の一部改正について</li> <li>8. 報告事項 義務教育等教員特別手当に関する規則の一部改正について</li> <li>9. 報告事項 教職調整額に関する規則の一部改正について</li> <li>10. 報告事項 幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部改正について</li> <li>11. 報告事項 平成 2 0 年 4 月 1 日現在児童・生徒数及び学級数について</li> <li>12. 報告事項 旧丹羽家住宅蔵国登録有形文化財への登録官報告示について</li> <li>13. 報告事項 平成 2 0 年度区立幼稚園・小中学校行事一覧</li> <li>14. 報告事項 主幹教諭の配置について</li> </ol>

## 審議経過

委員長)

第4回教育委員会定例会を始めます。本日の署名は清田委員と三神委員にお願いします。

(1) 第21号議案 豊島区立図書館の管理運営に関する規則の一部改正について

<教育総務課長 説明>

委員長)

ご意見、ご質問がありましたらお願いします。特になければ承認でよろしいでしょうか。

(委員全員 異議なし)

(2) 報告事項第1号 幼稚園教育職員の給与に関する条例施行規則の一部改正について

(3) 報告事項第2号 幼稚園教育職員の初任給、昇格及び昇給等に関する規則の一部改正について

(4) 報告事項第3号 幼稚園教育職員の管理職手当に関する規則の一部改正について

(5) 報告事項第4号 幼稚園教育職員の特殊勤務手当に関する規則の一部改正について

(6) 報告事項第5号 幼稚園教育職員の期末手当に関する規則の一部改正について

(7) 報告事項第6号 幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則の一部改正について

(8) 報告事項第7号 義務教育等教員特別手当に関する規則の一部改正について

(9) 報告事項第8号 教職調整額に関する規則の一部改正について

(10) 報告事項第9号 幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部改正について

<教育総務課長 資料説明>

委員長)

それぞれ規則改正、手当の計算方法が変わったということですね。根本には育児短時間勤務制度というものがあるようですが、何かご意見・ご質問はありますでしょうか。

委員)

国の定めに従い規則を改正したということですが、実際には4月1日から施行ということで昨年までは適用ではなかったという認識でよろしいでしょうか。

教育総務課長)

育児短時間勤務制度ができたのが今年の7月の通常国会でございまして、国家公務員・地方公務員の法律の施行が8月1日ですからそれに合わせて規則も変えました。ですから施行は4月1日からになります。また区議会の第1回定例会でおもとの条例も改正しました。

委員長)

休職等を具体的に休職、育児休業、大学院修学休業、外国派遣、公益法人等派遣又は停職に改めたということですが、以前も休職等の「等」にはこれらも含んでいたのでしょうか。

教育総務課長)

今まではその中身は明記させていませんでした。ただ地方公務員法ではないのですが、国の方で自己啓発等に基づく休業という法律が出来たため、それを取り入れないという考え方を明確に表したものだと思います。

委員長)

育児休業というものはこの法律で男性も取得できるようになったのでしょうか。以前から取得可能だったのでしょうか。

教育総務課長)

育児休業法は以前からあったので男性はこれまでも取得可能です。

委員)

休業と休職では給与はどう違うのでしょうか。

教育総務課長)

休業と休職では給与の支給割合が違います。細かい資料がないのではっきりした数字を今は申し上げられませんが、支給割合は決まっております。

委員)

大体でいいので、休業・休職の給与割合はどちらが多いか教えてください。

教育総務部長)

育児休業の場合は基本的に無給です。病気休職は給与の一定額が支給されます。「休職、休業」の用語とは別に給与の支給は個別に規定されております。

委員長)

停職というのは罰則ですね。

教育総務部長)

停職は分限、懲戒といったように罰則的な意味合いで使うことが多いです。

委員)

報告事項第2号の2ページの対照表、第16条の1項の休職、育児休業、大学院修学休業、外国派遣、公益法人等派遣又は停職(以下「休職等」という。)のはこれらすべてを含めて休職という言葉に置き換えるということでもいいのでしょうか。

教育総務課長)

そういうことでございます。

委員)

それぞれ個々に規定があるのではないかと思います、すべてをひっくるめて休職と言っていいものかどうか。改正後の具体的に明記されたもの以外も休職に含むというお話でしたので、もう少しその所を詳しく教えて頂ければと思います。

教育総務部長)

幼稚園教育職員の初任給、昇格、昇給の給与調整に係わる休職の場合の休業期間として認定するのは、改正後の第16条1項に掲げたもののみとするという意味合いです。それ以外の病気休職などのものは別に規定があるということでご理解いただければと思います。

委員)

短時間勤務制度というものは職員からの申出があって、初めて成立するものなのでしょうか。

教育総務課長)

はい。職員から申請があって、成立するものです。

委員)

そうすると管理職だった場合は、諸手当は短時間勤務制度の基づき按分されるということでしょうか。

教育総務課長)

手当の規則は全部別々に分かれておりまして、すべての規則をそういう内容で改正したという経緯でございます。

教育総務部長)

先ほどの補足になりますが、幼稚園教育職員以外の一般職員にも同じように休職時の昇給、昇格等の算定期間の規定がございます。休職等を具体化した背景には、主任・管理職選考の受験期間にも影響があるため基準を明確にしたというものでございます。

委員長)

だいぶ細かいことが分かってきましたが、他に何かありますでしょうか。

教育総務課長)

先ほどの補足ですが、休職等における給与の支給について給与条例21条に規定がありまして、結核性疾患は100分の100、分限休職は100分の80、刑事訴追休職は100分の60となっております。大学院修学はいかなる給与も支給しないとあります。

委員)

そうですね。でも戻れるということで、身分は保証されているのですね。

教育総務課長)

そうです。

教育総務部長)

なお、自分で休職して大学院などに通った時は無給ですが、研修命令を受けて、派遣研修で学校や民間企業に勉強をされにいった時には給与は支給されます。

委員長)

私の手元の資料に大学に行かれた職員からの通知が来ているのですが、この場合は派遣になるのでしょうか。

教育指導課長)

この方は定年退職後、再雇用で空いた日や土曜日に大学で講師をやるので承諾を願いたいというものですから、兼職ということになります。

教育総務部長)

通常地方公務員は自分の業務以外は就いてはいけないという規定になっておりますが、

今の事例のように、業務と関連性がある場合の兼職や兼業はあります。そういったものを申請して認められれば給与が受けられる制度もあります。

委員長)

他になにかご意見ありますでしょうか。よろしいでしょうか。

(報告事項第1号 委員全員了承)

委員長)

報告事項第2号について、何かご質問等ありますでしょうか。大体計算方法については同じなのですね。

委員)

これは幼稚園教育職員についてですが、区の職員も同じでよろしいでしょうか。

教育総務課長)

同じでございます。区の職員も同じように規則を変えました。

委員長)

他にご意見よろしいでしょうか。

(報告事項第2号 委員全員了承)

委員長)

報告事項第3号について何かご質問等ありますでしょうか。

委員)

幼稚園の管理職とはどなたを指すのでしょうか。

教育指導課長)

園長と教頭でございます。

委員)

豊島区には、池袋、南長崎、西巣鴨と3つの幼稚園がありますが、園長と教頭はそれぞれ配置されているのですか。

教育指導課長)

本区におきましては、池袋と南長崎幼稚園では園長は専任でございます。西巣鴨幼稚園では園長は小学校長が兼任していて教頭がおります。ですから幼稚園教諭の資格を持った管理職はそれぞれ1名ずついるというご理解を頂ければと思います。

委員)

専任の園長がいるところには教頭をつけないということですね。聞くところによりますと、西巣鴨幼稚園と園長先生のいる小学校は場所が離れているそうですね。色々な意味で大変なこともあると思いますが、今後は専任をつけるなどそういったお考えはないのでしょうか。

教育指導課長)

本区には小学校の敷地にある幼稚園は一園もございません。兼任の園長がおります時は遠足の場合、小学校の校長が園長として引率しておりました。現在は専任の園長が増えておりますので、正規の担当教諭が一人園内に残るのみで0.5人減ってしまうのではない

かと議会からもご指摘、ご批判等ありました。専門性の高い園長が園を経営するという観点から、できるだけ園長に昇格させた時に配置をするということでございます。そこにさらに専任の教頭を置くという考えは現在ございません。しかしそういった人手にきめ細かな指導を行うといったことから、今年度から道徳性の育成といった趣旨で一名の非常勤職員を置くという指導内容の面での補強を当区では進めております。

委員長)

それでは報告事項第3号についてはよろしいでしょうか。

(報告事項第3号 委員全員了承)

委員長)

では、報告事項第4号についてご意見等ありますでしょうか。特殊勤務手当の内容は具体的に何をさすのでしょうか。

教育総務課長)

給与条例の15条に定義がありまして、「著しく危険、不快、不健康又は困難な勤務その他著しく特殊な勤務で、給与上特別の考慮を必要とし、かつ、その特殊性を給料で考慮することが適当でないと認められるもの」ということで、非常災害時等緊急業務に従事した場合で、心身に著しい負担を与える程度のものなどが対象になります。

委員長)

それでは他に何かありますでしょうか。

(報告事項第4号 委員全員了承)

委員長)

それでは報告事項第5号について何かありますでしょうか。よろしいでしょうか。

(報告事項第5号 委員全員了承)

委員長)

では報告事項第6号について何かありますでしょうか。よろしいでしょうか。

(報告事項第6号 委員全員了承)

委員長)

では報告事項第7号について何かありますでしょうか。よろしいでしょうか。

(報告事項第7号 委員全員了承)

委員長)

では報告事項第8号について何かご質問等ありますでしょうか。よろしいでしょうか。

(報告事項第8号 委員全員了承)

委員長)

では報告事項第9号についてご質問等ございましたらお願いします。

委員)

宿日直勤務というのがあると思うのですが、例えば短時間勤務制度の方が宿日直勤務になった場合の配慮はあるのでしょうか。

教育総務課長)

宿日直勤務をすれば別に手当は発生しますが、短時間勤務制度の場合、原則宿日直はできないとされています。やむをえない場合はできるとされています。もし宿日直をやった場合はその手当も支給されます。

教育総務部長)

先ほどの補足になりますが、第6条3項に書いてありますように、教育委員会が定める宿日直勤務を命じようとする時間帯に、当該勤務に従事する職員のうち育児短時間勤務職員以外の職員に勤務を命じることができない場合とあくまで例外的になっております。宿日直勤務の規定は一般職員に命じる時にどういった扱いをするかということの規定するために設けたものであります。

委員長)

育児短時間勤務制度は申請すれば認められるものなのでしょうか。

教育総務課長)

承認しなければならないとあるので、申請があったら、任命権者は要件が合えば認めなければならないということになります。

委員長)

これは自己申告でよろしいのでしょうか。

教育総務部長)

子が産まれたという育児実態があれば、どうしても代替がきかないという場合以外は承認するということになります。

委員長)

では他にないかありますでしょうか。よろしいでしょうか。

(報告事項第9号 委員全員了承)

(11) 報告事項第10号 平成20年4月1日現在児童・生徒数及び学級数について

<教育総務課長 資料説明>

委員長)

何かご質問等ありますでしょうか。

委員)

この報告事項と直接関係ないかもしれませんが、ある中学校では中学1年生の英語のフルタイムの先生がいらないらしいのです。クラスも1つ減ってしまい非常勤の先生にお願いするのか、他の学年の先生に習うのか定かではありませんが、初めて英語を習うという人生を左右する時期にこのような状態は非常に残念です。クラス数が減ったので、先生も減員ということなのでしょうか。

教育指導課長)

学年所属に英語の教諭がないということはありません。英語の正規の教諭の所属はたまたま2年生ですが1年生も教えるということですし、必ずしも1年生すべてを非常勤の先生が教えるというわけではございません。そこは配置状況をもう一度確認したいと思います。

教育長)

今の件は課長の申し上げた通りで、学年の中に担任・副担任にならなくても正規の先生が2人いれば3・2年生の担任になっていて1年生も教えます。学年の組織の中にたまたま英語の先生がいないということもあり得ます。他の教科についても同様なことがいえ

委員)

中学校の中にも隣接区の生徒が来て児童数が増えた学校もあるようですが、区境、統廃合のからみで増えたというのは喜ばしいことなのか。しかし幼稚園の幼児数は減っているようですがその原因は何なのか。かたや待機児童の問題もありますし、その辺りの分析、説明を教えてくださいと思います。

教育改革担当課長)

巣鴨北中の生徒の増加は北区の中学校の統合の影響があります。今の仮校舎は遠いので、それよりも近い本区の巣鴨北中ということで、区域外から30人くらい転校してきております。区域外変更手続でお互い区が認めていることで、区境いにある学校ではよくあることです。

教育総務部長)

幼稚園の児童数が減った原因を把握して分析対応する必要があると思います。ここ4、5年間は西巣鴨、池袋幼稚園は新入園児がほとんど定員30人か、それを上回っており抽選をしている状況でございます。南長崎幼稚園につきましては、毎年17、18人ずつで推移しており、地域のニーズがそれくらいなのかと考えております。20年度の園児減少の原因についてはまだ十分に把握はしておりません。景気が良くなって、私立に通う児童が多くなったのかなどまだ推測の域でございます。

委員)

私も幼稚園の園長をやっているのですが、最近は2年保育を希望せず、3年保育を希望する方が多くなってきております。ただ他の区のように、公立幼稚園の役割は終わったとするところもあるわけで、そういうところも含めて区はこれから分析検討していかなければいけないのではないかと思います。

教育総務部長)

区内には私立幼稚園もかなりございまして、従来からの当区の考え方といたしましては区立幼稚園は私立幼稚園を補完するという役割で3園といたしております。また保育の年限につきましても、私立の経営を圧迫しないようにとの観点から2年保育に限るという対応をしております。子どもが関心を持って対応しなければいけないことは、教育総務課長が先ほど申しましたように、幼稚園の存置基準であります。4歳児の入園が9名以下の場合廃園という基準がありますのでそこは関心を持っていかなければと思っております。幼児教育は小学校に連続する大事な位置づけですので、教育指導課長が先ほど申しましたように20年度は道徳性の育成を図るということで、非常勤職員を1名ずつ配置して言葉遣いや生活態度や生活習慣などの教育に力を入れております。それから3園とも施設が老

朽化しておりまして、施設の維持や改修も設置者として責任がある事項でございますので、そういったことも含めて大事な課題だと考えております。

委員)

竹岡健康学園についてなのですが、3年生2人、4年生1人と設置基準に引っかかってるので非常に気に掛かる場所ですが、見込みなどお聞かせ願えればと思います。

教育改革担当課長)

先ほど教育総務課長より説明がありましたように、複数学年の学級3名未満が2年続きますと確かに設置基準に抵触します。ですから来年度も同じ状況であれば来年度末をもって廃園という可能性もでてきたということになります。

委員)

では竹岡健康学園を区としては続けていきたいのか、廃園したいのか、どちらかはっきりと意見を聞かせてもらいたいのですがいかがでしょうか。

教育改革担当課長)

結論の前にはですが、ほとんどの区で健康学園を廃止しております。かつて17区で設置していましたが、現在は健康学園として存続している区は5区しかございません。そのうち廃止の方向で進んでいる区もあるようです。わが区も財政状況や存置基準とを勘案しますと、そちらの方向にいかざるを得ない場合もあるかと思えます。

教育総務部長)

付け加えまして、20年度は竹岡健康学園の耐震補強と調理室の一部改修、補修を予定しております、1億8000万円ほどの経費をかける予定でございます。予算の審議委員会でもこういった状況であれば、経費が無駄になるのではないかと、できるだけ廃園の方向にならないように区の施設を有効活用すべきではないかという意見も頂いております。竹岡健康学園では、児童が夜間寝泊りをするので児童厚生職員の職員が宿泊をして面倒を見るという体制をとっております。区の固有職員が非常に高齢化しております。職員の新規採用も現地では難しいようです。また、竹岡健康学園の存置基準を定めたときは区の財政状況は非常に厳しかったようで他の区も廃止をする状況でした。経費的に見ても、一般の小学生に比べると10倍近くかかるようです。区単独で維持できるかという問題もございます。ただ、今の存置基準ですとこの状況が続くと21年度末には廃園ということになりますが、いきなり廃園というのは在籍している児童をどうするかという問題もありますし、仮に廃園するとしても移行措置を設けたり、施設の有効活用を正視しなければいけないと思えます。

委員)

例えば豊島区だけで維持するのが難しいのなら、隣接区の生徒を受け入れたりすることはできないものか。もしそれが難しいのならば、それを打開できるような方法はないものなのでしょうか。

教育総務部長)

17区あったものが現在は5区、その中には他の区の児童を受け入れて存続させた所も

あったのですが、結果として廃止をしている状況です。全国的に見ても、健康学園は23区だけで維持している状態です。なかなか単独でというのも難しいですし、共同するとしても児童の学籍をどうするのか、一時預かるにしても、区の小学校や一部事務組合などに施設を設けるのも難しいですし、連携する手立ては客観的に見ると難しいと思います。

委員)

健康学園の園長をやっていた経験があるのですが、存置基準に満たなければ廃園となると児童、親にとってもよくないことだと思います。台東区の場合は文京区と連携して文京区のお世話になったということがあります。このような具体例もありますし、できないではなく研究課題として検討していただければと思います。

委員長)

最近ではメタボリックシンドロームというのが問題になっておりますが、竹岡健康学園へは学校が推薦するのでしょうか。

教育指導課長)

募集に関しましては、三年生から六年生までの保護者全員にちらしを配布いたしましてこうした学園があることを周知いたします。その上で個別に希望があれば担任や養護教諭と話をします。また毎年バス見学を実施しております、実際に行って見てそこで1年間やってみようという決心がついた児童を受け入れようという体制でっております。真に必要な児童がいれば、的確に紹介できるようになっております。ですから周知、啓発の面に関しては努力しているところでございます。

委員長)

喘息、メタボリックシンドローム、偏食の子供には必要な所なのでしょうね。

委員)

とても効果がありますよ。太っている子供はみるみる痩せますし、偏食も治りますし、喘息の子供も改善されます。ただ担任、養護教諭が必要だと言っても親が了承しない場合がありますのでこの児童数になっているのだと思います。実際はもっと該当する児童はいるはずですよ。ですから私が園長をしていた時は、教育内容を充実して、健康学園に行けば健康状態、体格、学力もうんと伸びるというのをアピールして実績をあげようという取り組みだ経験があります。親離れ、子離れが難しい時代ですが、こういったことを示していくことが大切だと思います。

委員長)

確かに、退園式のときは成果が出ていますよね。太っていた子供は痩せてすごい変化ですよ。

教育長)

肥満、虚弱体質、喘息の子供には大変な成果があがります。成果をあげられるような環境設備ができていて、つまり区内の子供にかかる教育費用は100万円、竹岡健康学園の子供は1000万円です。これはすべて区のお金ではなく、財政調整の補助があるため大変ありがたいです。ですから財政調整がなくなり、区が独自の持ち出しでやるとなると話

は別です。存置基準や経済的状況をみながら2年間の推移を見ていく必要があります。存置基準はありますが、それに満たなかったら即廃園ではなく、移行期間を設けることを再検討していくべきだと思います。

ただこの表は4月1日現在の児童数です。毎年そうなのですが、ある時期になると児童数が増えます。微かな期待として児童数が増えるのは2学期です。もちろんPRは続けていきますが、退園した子供が原籍校に戻っていきますから誰もが成果を目の当たりにします。ですからそのアピールは重要だと思います。それから本来の竹岡健康学園の意義は考えないといけない。中学生になると入れませんから、親の意識を変えることが必要です。健康学園に行かせることによって養育から免れるといった考え方もあったという話も聞いたことがあります。悲しいことです。本来の意味を正して、指導もしています。竹岡健康学園の本来の意義は子供たちのためにあり、将来の健康を保持するためのものです。肥満、虚弱体質、喘息の子供たちの配慮を優先してやるべきです。廃園なので原籍校に戻りなさいとはいかないわけです。今回の予算特別委員会でも意見が出ました。議員の方々も実際に見学に行って、とてもよかったとおっしゃっていました。子供たちの実際の姿を見て感動された結果だと思っています。

委員長)

支援して下さる職員はすごい人数ですね。24時間体制で交代制ですからね。びっくりします。ではよろしいでしょうか。

教育指導課長)

先ほどの英語の正規の先生がいないという件ですが、確認をとりましたところ、2、3年生の英語の先生が1年生を受け持つということです。クラスが1つ減ったので、英語の先生も1人減ったようですが、非常勤の先生にはお願いせずに正規の先生が3学年を教えるそうです。

委員)

中学校の場合は教科担任制ですから、人数によって教員数が決められていますので、その中でどのように工夫していくか、どのような体制を作っていくのかはその学校の課題だと思います。

委員長)

これからは英語の時間数が増えるそうですね。

委員)

保護者が入学式に来たときに、先生がそろって紹介されますよね。自分の子供たちがいよいよ英語を本格的に習うそのときに、英語の先生がいなかったら普通は変に思うのではないのでしょうか。私立へ行ってしまうことも考えて、なるべくなら、1年生に英語の先生を置いてほしいです。私立では学年をまたがって教えるというのではないと思います。何割かは非常勤の先生と協力して教えるということはあるかと思いますが、学年をまたがることはあまりないと思います。来年は頑張っていたきたいです。

教育指導課長)

保護者にとって英語の先生が紹介されないのはやはり違和感を覚えることだと思います。保護者の思いに応えられるような先生の紹介ができるように工夫をしていきたいと思えます。また学年をまたがって教えることについては、どうしても2学級がいくつもの学校が多いので公立の場合は定数の問題で弱さがあります。ですから内容の方でしっかりと補っていかうと思います。

委員長)

では報告事項第10号はよろしいでしょうか。

(報告事項第10号 委員全員了承)

(12) 報告事項第11号 旧丹羽家住宅蔵国登録有形文化財への登録官報告示について

<教育総務課長 資料説明>

委員長)

では専門的な話を学芸員の方からお願いできますでしょうか。

<教育総務課文化財係学芸員 資料説明>

委員長)

ご質問等ありますでしょうか。

委員)

国の登録基準がゆるいというお話がありましたが、重要文化財の位置づけや実際の国からの補助などあるか教えて頂きたいのですが。

教育総務課文化財係学芸員)

まず1番目は国宝、2番目は重要文化財、3番目は都道府県の指定文化財、4番目は市町村の指定文化財、5番目が市町村の登録文化財、6番目が国の登録文化財です。どうしてそうなのかと申しますと、登録有形文化財の建造物というのは外観のみが登録の対象で、内部については対象ではありません。ですから内部をどう改造しても構わないわけです。内部を有効活用しながら外観を保存しましょうというのが国の登録文化財の趣旨でございます。丹羽家の蔵につきましても、外観は石を細かく砕いたものを塗って洗い出して石そのままをきれいに残しながら、内部は区民ひろばの一部として活用しているということで国の登録文化財としてふさわしいということになりました。また補助についてですが、一般の人が持つ場合だと不動産の評価価格が30%控除されたり、固定資産税が一部免除になるというメリットがあります。今回は区の所有物なのでそういったメリットはないのですが、3月に外観を1度補修したのでしばらくはその必要はないと思えますが、外観を補修するときの設計管理費の2分の1が補助で賄われます。

委員長)

登録されたということで、区民の関心事にもなりますね。他に何かありますでしょうか。

(報告事項第11号 委員全員了承)

(13) 報告事項第12号 平成20年度区立幼稚園・小中学校行事一覧

<教育指導課長 資料説明>

委員長)

何かご質問ありますでしょうか。

委員)

研究発表の中学校が少ないようですが、各教科に分かれてなどできないのでしょうか。

教育指導課長)

ご指摘のとおり、中学校で研究推進校になかなか手を上げてくれるところがなかったのですが、今年度池袋中学校が2年間の研究指定校になり、来年度より道徳教育、心の教育を中心に研究発表も行われるということになります。1つの教科に的を絞っての研究というのは中学校では難しいと思いますが、今後は拡充していきたいと思います。

委員)

アメリカの学校では、生徒会の代わりに全教科にわたったような学生の別の面を伸ばす研究が行われているので、そういう新しい研究を取り入れたりすると良いと思います。例えば自治活動など難しいかもしれませんが、必要なことだと思います。

教育指導課長)

教科を超えた活動で現行の学習指導要領が告示された直後は総合的な学習の時間等で研究ができたのですが、今後の課題としてはキャリア教育、進路指導、職場体験等それぞれに共通して行っているのが、中学校でも工夫をすれば、研究発表をしたり、その成果を出せる機会を作れるかと思います。中学校に取り組むよう指導し、それを小学校にも還元して地域にも公開できるように、内容の充実を図ることが大切だと思います。

教育長)

予定表には連合展や特別支援学級のものをご掲載しておいて下さい。委員の先生方にも周知していただいたほうが良いと思いますので。

教育指導課長)

委員の方々に見ていただきたいものをまとめて後日お渡しするように致します。

委員長)

他にありませんでしょうか。よろしいでしょうか。

(報告事項 委員全員了承)

#### (14) 報告事項第13号 主幹教諭の配置について

<教育指導課長 資料説明>

委員長)

ご質問などございましたらお願いします。

教育長)

小学校で未配置校が7校もあるのはおかしいですね。全都的にみても、67,68%ですから補いきれないし、正規を満たしているのは池袋第二と目白小だけです。人数を増やすために年齢要件を低くしたりしていますが、経験が浅いのも困りますしね。2人政策をやめて、各学校に1人という方法を取ったほうがいいかもしれません。そこは教育長会でもぜひ呼びかけていきたいです。

教育指導課長)

主幹制度については毎年制度が見直されています。小学校では小規模校には1名、大規模校には2名という新たな基準を設けました。本区は管理職候補を大変多く輩出しておりまして、昨年受けた者は皆合格をしております。ですから良い人材を送り出しましたが、よそからは入ってこないという問題もございます。今回の異動により入ってきた30代後半の将来ある方たちには新たな主幹教諭候補生として、校長に育成を担ってもらいたいと思います。

教育長)

小学校、中学校の主幹教諭の中でもすでに管理職試験に合格している方がいますよね。

教育指導課長)

何人かおります。

委員)

今年は昇任、異動で10名減ですから、全校配置は難しいとは思いますが、学校の核として、校長、副校長の補佐役として、これからは優秀な人材を発掘するためにも頑張ってくださいたいものです。

教育指導課長)

今年は30代の教諭が何人か異動されてきていますので、校長先生に鍛えていただいて将来の主幹教諭候補として育てていただければと思います。

委員長)

教諭生活をどれくらいすると、これくらいのレベルになれるのでしょうか。

教育指導課長)

主幹教諭は30代半ばからですので15年くらいでなれます。中堅として将来を考える時期だと思います。

委員長)

それではよろしいでしょうか。

(報告事項 委員全員了承)

#### (15) その他

学級崩壊を防ぐための学級編成について

委員)

他の自治体では、1年生の学級編成を5月とし、児童の状況をよく見たうえで学級を決める学級崩壊等を防ぐといった取り組みがなされているようですが、本区では取り組む考えはないのですか。

教育指導課長)

第1回区議会定例会でも質問がありましたが、そうした取り組みをやめた学級もあるようですし、慎重な判断が必要です。新1年生対応としては、教育支援員を配置するなど対応しているところです。

(午後4時15分 閉会)